

平 戸 市 監 査 公 表 第 137-2 号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の報告がありましたので、地方自治法第 199 条第 12 項の規定により、措置改善事項を公表します。

平成 31 年 4 月 8 日

平戸市監査委員 戸 田 幾 嘉

平戸市監査委員 松 本 正 治

- 第 1 監査の種類  
地方自治法第 199 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づく行政監査及び定期監査
- 第 2 措置を講じた部局及び意思決定を行った部局  
総務部人事課
- 第 3 監査の期間  
平成 30 年 10 月 29 日 (月)、30 日 (火)
- 第 4 措置を講じた内容及び意思決定を行った内容  
別紙のとおり

定期監査「指摘事項等」に係る措置状況一覧表

【措置を講じた部局：人事課】

区分	内 容	措置状況
指摘事項	<p>1 週休日の振り替え勤務に伴う時間外勤務手当について</p> <p>週休日の振り替えを行った週の勤務時間が平戸市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第1項に規定する勤務時間（1週間当たり38時間45分）を超えた場合は、平戸市一般職の職員の給与に関する条例第22条第3項において「時間外勤務手当として支給する。」と規定されているが、支払われていないものが見られたので、適正な事務処理に努めていただきたい。</p>	<p>1 週休日の振り替え勤務に伴う時間外勤務手当について</p> <p>週休日の振り替えにより勤務した場合は、週休日の振替簿により申請を行っているところですが、今回、指摘されました左記については、本年度予算措置をしていないことから支出することは困難であります。</p> <p>今回、指摘されました時間外手当の支給については、現在は適正に事務処理が行われており、今後もチェックを強化し適正に事務処理を行うよう努めてまいります。</p>